

2019年11月1日

届出事業者各位

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：営業本部
TEL：03-3562-8122

令和元年台風第19号による被害の発生に伴う 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する 法律の特例について（ご案内）

先般多くの報道がありました台風第19号による被災地域について、10月31日に国土交通省から許可行政庁及び免許行政庁あてに、届出期限の延長に関する事務連絡が出されましたので、その内容について下記のとおりご案内いたします。

記

1. 対象となる地域について

2019年台風第19号による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域

2. 届出について

（1）届出期限について

対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅建業者で、第20回基準日（2019年9月30日）に係る届出をしようとする届出事業者が、今般の災害のために、当該届出を行うことができないと認められる場合には、特別措置法等（※）の規定に基づき、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われないことになりました。

なお、対象地域に主たる事務所を有しない届出事業者が、交通機関の遮断等により、当該届出を行うことができないと認められる場合であっても、同様の取扱いとなります。

※ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）及び令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）

（2）届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、今般の震災のために、資力確保措置の状況の届出において必要な書類の一部を添付することができないと認められる場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、震災により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を作成して提出していただくこととなります。

詳しくは、許可行政庁・免許行政庁にお問い合わせください。

事務連絡につきましては国土交通省「住まいのあんしん総合支援サイト」のホームページに掲載されております。

●国土交通省「住まいのあんしん総合支援サイト」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

以上